Amundi
Investment Solutions

# 投資信託説明書（交付目論見書）

使用開始日:2026年5月26日

# アムンディDCファンド 世界株式・気候変動対応

**追加型投信／内外／株式**

●本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。この目論見書により行う「アムンディ DCファンド　世界株式・気候変動対応」の受益権の募集については、発行者であるアムンディ・ジャパン株式会社（委託会社）は、同法第5条の規定により有価証券届出書を2026年5月25日に関東財務局長に提出しており、2026年5月26日にその届出の効力が生じております。

●ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は下記＜ファンドに関する照会先＞のホームページで閲覧できます。また、本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、投資信託約款の全文は投資信託説明書（請求目論見書）に掲載されております。

●投資信託説明書（請求目論見書）については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。ご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

●ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づいて組成された金融商品であり、商品内容の重大な変更を行う場合には、同法に基づき事前に受益者の意向を確認する手続き等を行います。また、ファンドの投資信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。

●ファンドの販売会社、基準価額等については、下記＜ファンドに関する照会先＞までお問合せください。

## ファンドの商品分類および属性区分

| 商品分類 | | | 属性区分 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産（収益の源泉） | 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 | 為替ヘッジ |
| 追加型 | 内外 | 株式 | その他資産（投資信託証券（株式 一般）） | 年2回 | グローバル（日本を含む） | ファンド・オブ・ファンズ | なし |

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人資産運用業協会のホームページ（https://www.imaj.or.jp/）をご覧ください。

■ 委託会社　［ファンドの運用の指図を行う者］
アムンディ・ジャパン株式会社
金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第350号
設 立 年 月 日：1971年11月22日
資　　本　　金：12億円（2026年2月末現在）
運用する投資信託財産の合計純資産総額：
3兆2,347億円（2026年2月末現在）

■ 受託会社　［ファンドの財産の保管および管理を行う者］
株式会社SMBC信託銀行

■ ＜ファンドに関する照会先＞

**アムンディ・ジャパン株式会社**
お客様サポートライン　**050-4561-2500**
受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
ホームページアドレス　：　**https://www.amundi.co.jp**

**ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。**

# ファンドの目的・特色

**このファンドはESG投信※です。**

※ESG投信とは、ESGを投資対象選定の主要な要素としているファンドです。ESG投信の定義については、委託会社のホームページにある「アムンディ・ジャパンの提供するESGファンドについて」をご確認ください。https://www.amundi.co.jp/esg/esg_funds

## ファンドの目的

主に世界の気候変動対応に責任を持って取り組む企業の株式に実質的に投資し、投資信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。

## ファンドの特色

### 1 投資信託証券への投資を通じて、主に世界の気候変動対応に責任を持って取り組む企業の株式へ投資します。

- MSCIオール・カントリー・ワールド・インデックス*採用国・地域の上場株式の中から、気候変動対応に責任を持って取り組む企業の株式に投資します。

  ＊MSCIオール・カントリー・ワールド・インデックスはMSCI Inc.が開発した株価指数です。同指数に関する著作権、その他知的財産権はMSCI Inc.に帰属しております。

- 株式への投資については、ルクセンブルク籍投資信託「CPR Invest – クライメート・アクション」(以下「外国籍投資信託」といいます。)への投資を通じて行います。

### 2 外国籍投資信託の運用においては、CDP評価※1、SBTi※2への参画状況およびESG評価※3に基づき、株価の上昇余地も考慮した銘柄選択を行います。

- 外国籍投資信託の運用は、国際連合の定める持続可能な開発目標(SDGs)※4の気候変動に関する目標に適合することを目的とします。
- 各投資先企業の炭素強度※5をポートフォリオの組入比率で加重平均し、その値がベンチマーク※6を下回ることを目指します。
- 外国籍投資信託の運用は、CPRアセットマネジメントが行います。

  CPRアセットマネジメントは、フランス・パリを本拠とする、世界トップクラスの資産運用会社アムンディ傘下の子会社で、アムンディのテーマ株運用の中核的な運用会社です。

※1 CDPとは、低炭素化社会の実現を目指し、気候変動等の取組みについて分析、評価、開示を行う国際NGO（非政府組織）です。銘柄選択には、CDPが公表する気候変動対応に関する評価である「気候変動スコア」を使用します。

※2 SBTi（Science Based Targets initiative）とは、企業の温室効果ガス排出削減目標が気候科学（IPCC）に基づき、産業革命時期比の気温上昇を「2℃未満」に抑える水準と整合しているかを審査・認定する国際的な組織です。また、SBTiに参画し、目標を提出または認定された企業を選択します。

※3 ESGは環境(Environment)、社会(Social)、ガバナンス(Governance)の頭文字を取ったもので、企業の持続的な成長性を判断するための評価軸です。銘柄選択においては、アムンディのESG評価が低い企業または問題がある企業を除外しています。

※4 持続可能な開発目標(SDGs)とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標です。

※5 炭素強度とは、投資先企業の活動に伴う温室効果ガス排出量を売上高当たりで示した指標です。

※6 ベンチマークの炭素強度を投資ユニバースの数値として代用しています。

◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

●**投資対象とする外国籍投資信託の投資顧問会社におけるスチュワードシップ方針**

当外国籍投資信託の投資顧問会社であるCPRアセットマネジメントにとって環境・社会・ガバナンス(ESG)は意思決定の重要な要素です。アムンディ・グループの一員として、ESGリサーチやスチュワードシップ活動においてグループのリソースを活用しています。CPRアセットマネジメントのスチュワードシップ方針はグループの方針に準拠しており、エンゲージメント活動では持続可能で包括的な低炭素経済への移行を推進する一方、議決権行使においては、ガバナンスの実効性を重視するとともに企業が持続可能な経済・社会への移行に適切に取り組むことを求めます。

詳細につきましては、委託会社のホームページにある「外部委託先のスチュワードシップ方針」よりCPRアセットマネジメントのウェブサイトをご覧ください。
https://www.amundi.co.jp/company/policy/advisory-stewardship

## 3 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

## ファンドの仕組み

ファンドは、複数の投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。

【イメージ図】

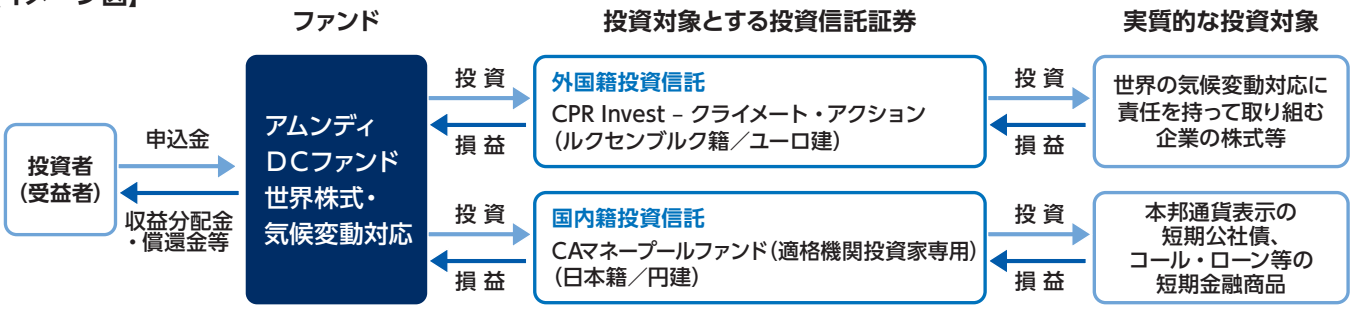


＊外国籍投資信託への投資比率は、原則として高位とすることを基本とします。

## 分配方針

年2回決算(原則として毎年2月および8月の各25日、休業日の場合は翌営業日)を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

**収益分配方針**

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を含みます)等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。したがって、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

## 主な投資制限

- 株式への直接投資は行いません。
- 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

# 追加的記載事項

## 主要投資対象とする投資信託証券の概要

| 外国籍投資信託 | |
|---|---|
| ファンド名 | CPR Invest – クライメート・アクション |
| ファンドの形態 | ルクセンブルク籍／会社型投資信託(ユーロ建) |
| 投資目的 | 気候変動の影響を抑制することに責任を持って取り組み、ESGの評価で一定の水準を満たす日本を含む世界の企業の株式に投資し、長期的(最低5年)に世界株式市場をアウトパフォームすることを目的とします。また、国際連合の定める持続可能な開発目標(SDGs)の気候変動に関する目標に適合することを目的とします。 |
| 投資方針 | ●CDPが公表している気候変動問題への取り組み度合いの評価やSBTiへの参画状況とアムンディのESG評価を使い、投資対象ユニバースを決定します。<br>●定量モデルを使い、セクター毎に投資候補を絞りこみます。<br>●個別企業のファンダメンタル分析により銘柄選定を行います。<br>●各投資先企業の炭素強度をポートフォリオの組入比率で加重平均し、その値がベンチマーク※を下回ることを目指します。<br>※ベンチマークの炭素強度を投資ユニバースの数値として代用しています。 |
| 運用プロセス | 1 最適な投資ユニバースの決定<br>•MSCIオール・カントリー・ワールド・インデックス採用国・地域の上場株式の中からCDP評価が上位の銘柄を中心にSBTiへの参画状況を考慮して企業を抽出します※。<br>•ESG評価が低い企業、または問題がある企業は除外します。<br>2 定量的なスクリーニング<br>•セクター毎に全銘柄を利益率の変動予想など定量的な指標に基づいて分析。<br>•セクター毎に個別銘柄の財務データを多次元に分析する独自開発システムを活用。<br>3 ファンダメンタル分析<br>•スクリーニング高評価の銘柄群において詳細なファンダメンタル分析を行い短期的なリスクと長期的な株価上昇期待を測定。<br>•株価のバリュエーション分析<br>4 ポートフォリオ構築リスクモニタリング<br>•株価の上昇余地とリスクを勘案した確信度に応じて最終組入れ銘柄を決定。炭素強度も考慮しポートフォリオを構築。<br>•組入比率は確信度のほかに流動性も反映。<br>•リスクモニタリング<br>※CDP評価が基準を満たない銘柄あるいはCDP評価未取得の企業については、SBTiへの参画状況や事業内容を考慮して投資ユニバースに加えることがあります。 |
| ベンチマーク | MSCIオール・カントリー・ワールド・インデックス（配当込み、ユーロベース） |
| 投資顧問会社 | CPRアセットマネジメント |

| 国内籍投資信託 | |
|---|---|
| ファンド名 | ＣＡマネープールファンド(適格機関投資家専用) |
| ファンドの形態 | 日本籍／契約型投資信託(円建) |
| 投資方針 | 主として本邦通貨表示の短期公社債に投資し、安定した収益の確保を目指して運用を行うとともに、あわせてコール・ローンなどで運用を行うことで流動性の確保を図ります。 |
| 委託会社 | アムンディ・ジャパン株式会社 |

◆上記内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。

◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

# 投資リスク

## 基準価額の変動要因

ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、主として株式など値動きのある有価証券(外貨建資産には為替変動リスクがあります。)に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではありません。ファンドの基準価額の下落により、損失を被り投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

### 価格変動リスク

株式の価格は、国内外の政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等の影響を受け、短期的または長期的に大きく下落することがあります。実質的に組入れられた株式の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

### 為替変動リスク

ファンドが実質的に投資する外貨建資産については原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。円高となった場合、投資する外貨建資産の円貨建価値が下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となり、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

### 信用リスク

ファンドが実質的に投資する株式について、発行体(企業)の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化を含む信用状況等の悪化は価格下落の要因のひとつであり、ファンドの基準価額の下落要因となります。その結果、ファンドの基準価額が下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

### 流動性リスク

短期間での大量の換金があった場合または大口の換金を受けた場合、市場で売買可能な株式数が少ない株式では、売却価格が著しく低下することがあり、その影響を受けファンドの基準価額の下落要因となります。

### カントリーリスク

海外市場に投資する場合、投資対象国・地域の社会情勢または国際情勢の変化により、市場が不安定になることがあります。規制や混乱により期待される価格で売買できない場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

◆基準価額の変動要因(投資リスク)は上記に限定されるものではありません。

## その他の留意点

### ① ファンドの繰上償還

・ファンドの投資信託財産の純資産総額が30億円を下回った場合等には、信託を終了させることがあります。
・主要投資対象とする投資信託証券が償還、もしくは投資目的・基本方針等が大幅に変更される場合には、信託を終了させることがあります。

### ② 分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

### ③流動性リスクに関する留意事項

ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

### ④ESG投資に関する留意事項

・ファンドはESGを重視したポートフォリオの構築を行ないますので、より幅広い銘柄の株式に分散投資した場合と比べて、基準価額の動きが異なる場合や変動幅が大きくなる場合があります。
・関連する規範や企業の開示内容の変化等によって、現在適用されているESGの評価基準および運用プロセスが変更される場合や、ファンドが使用している指標が変更される場合があります。

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

## リスクの管理体制

・ファンドのリスク管理として、リスクマネジメント部は運用リスク全般の状況をモニタリング、運用パフォーマンスの分析および評価を行うほか、関連法規、諸規則および運用ガイドライン等の遵守状況をモニタリングしリスク委員会に報告します。コンプライアンス部は、重大なコンプライアンス事案についてコンプライアンス委員会で審議を行い、必要な方策を講じており、当該リスク管理過程については、グループの監査部門が随時監査を行います。
・委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。
・取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

◆上記は本書作成日現在のリスク管理体制です。リスク管理体制は変更されることがあります。

## （参考情報）

①ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移　　②ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

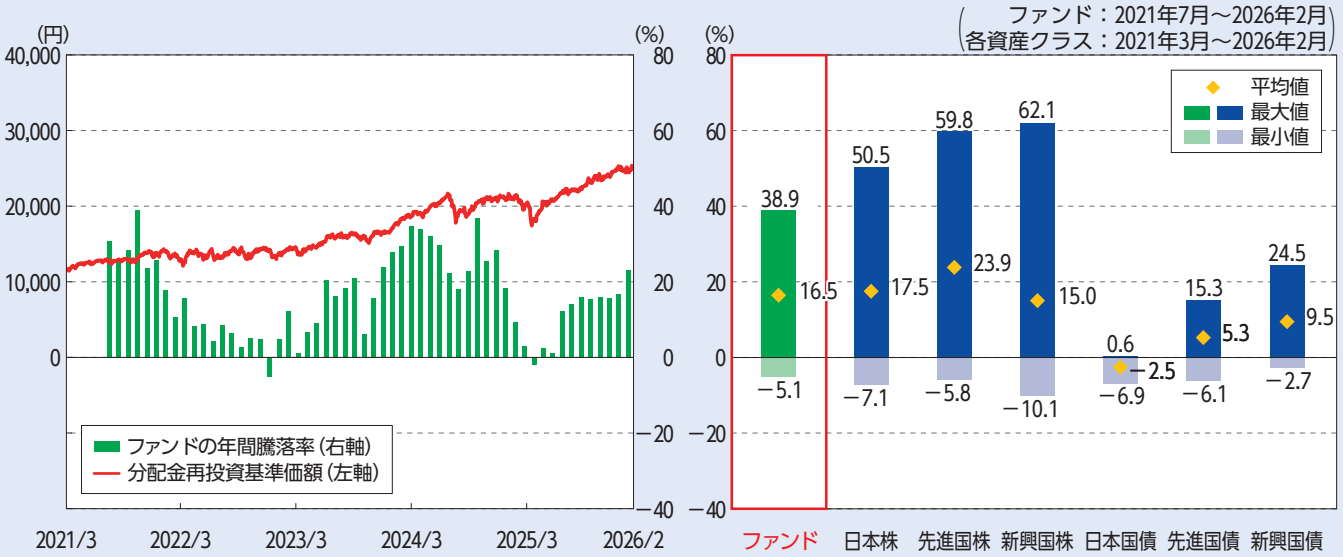


＊①のグラフは、年間騰落率（各月末における直近１年間の騰落率）および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

＊②のグラフは、ファンドについては2021年7月から2026年2月までの年間騰落率の平均・最大・最小を表示したものです。他の代表的な資産クラスについては2021年3月から2026年2月までの5年間の年間騰落率の平均・最大・最小を表示したものです。

＊年間騰落率および分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率および基準価額の推移とは異なる場合があります。

＊②のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものであり、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

### 各資産クラスの指数について

**日本株　東証株価指数(TOPIX)（配当込み）**

東証株価指数(TOPIX)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。TOPIXの指数値およびTOPIXにかかる標章または商標は、株式会社ＪＰＸ総研または株式会社ＪＰＸ総研の関連会社(以下「ＪＰＸ」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIXにかかる標章または商標に関するすべての権利はＪＰＸが有します。 ＪＰＸは、TOPIXの指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。本商品は、ＪＰＸにより提供、保証または販売されるものではなく、本商品の設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもＪＰＸは責任を負いません。

**先進国株　MSCIコクサイ・インデックス(税引後配当込み、円ベース)**

MSCIコクサイ・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有します。

**新興国株　MSCIエマージング・マーケット・インデックス(税引後配当込み、円ベース)**

MSCIエマージング・マーケット・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は MSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有します。

**日本国債　NOMURA-BPI国債**

NOMURA-BPI国債とは、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社(以下「NFRC」という。)が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。同指数の知的財産権とその他一切の権利はNFRCに帰属します。

**先進国債　FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)**

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)とは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

**新興国債　JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)**

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイドとは、J.P.Morgan Securities LLCが算出し公表している、現地通貨建のエマージング・マーケット債で構成されている指数です。同指数の著作権はJ.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しております。

# 運用実績

2026年2月末日現在

## 基準価額・純資産の推移

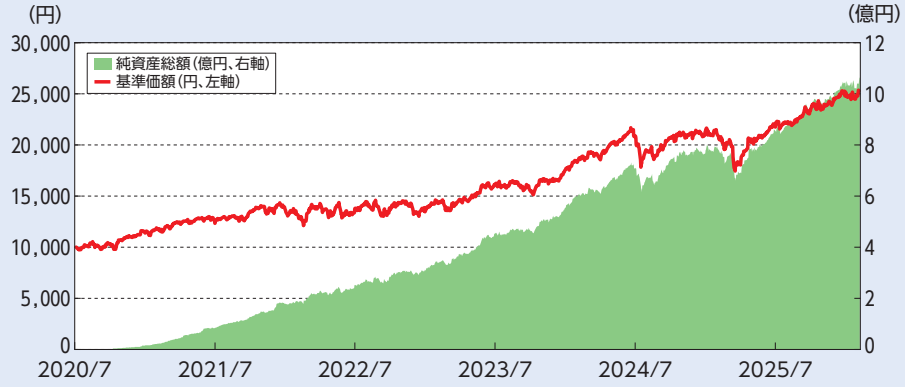


※基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

| 基準価額 | 25,261円 | 純資産総額 | 10.6億円 |
|---|---|---|---|

## 分配の推移

| 決算日 | 分配金(円) |
|---|---|
| 7期(2024年2月26日) | 0 |
| 8期(2024年8月26日) | 0 |
| 9期(2025年2月25日) | 0 |
| 10期(2025年8月25日) | 0 |
| 11期(2026年2月25日) | 0 |
| 設定来累計 | 0 |

＊分配金は1万口当たり・税引前です。
＊直近5期分を表示しています。

## 主要な資産の状況

【ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行っており、組入上位5業種、組入上位10銘柄および炭素強度は、CPR Invest – クライメート・アクションのポートフォリオの状況を記載しています。】

### 資産配分

| 資産 | 比率(%) |
|---|---|
| CPR Invest – クライメート・アクション | 97.6 |
| CAマネープールファンド(適格機関投資家専用) | 0.0 |
| 現金等 | 2.4 |
| 合計 | 100.0 |

※比率は純資産総額に対する割合です。
※四捨五入の関係で合計が100.0%とならない場合があります。

### 組入上位5業種 (CPR Invest – クライメート・アクション)

| | 業種 | 比率(%) |
|---|---|---|
| 1 | 情報技術 | 29.4 |
| 2 | 金融 | 16.5 |
| 3 | 資本財・サービス | 15.6 |
| 4 | ヘルスケア | 8.2 |
| 5 | コミュニケーション・サービス | 7.5 |

※比率はCPR Invest – クライメート・アクションの純資産総額に対する割合です。

### 組入上位10銘柄 (CPR Invest – クライメート・アクション)

| | 銘柄名 | 国・地域 | 比率(%) |
|---|---|---|---|
| 1 | エヌビディア | 米国 | 4.7 |
| 2 | マイクロソフト | 米国 | 3.8 |
| 3 | TSMC ／台湾セミコンダクター | 台湾 | 3.7 |
| 4 | アップル | 米国 | 3.4 |
| 5 | アルファベット | 米国 | 2.7 |
| 6 | TJX | 米国 | 2.7 |
| 7 | サムスン電子 | 韓国 | 2.4 |
| 8 | ブロードコム | 米国 | 2.4 |
| 9 | ビザ | 米国 | 2.2 |
| 10 | シュナイダー・エレクトリック | 米国 | 2.2 |

※比率はCPR Invest – クライメート・アクションの純資産総額に対する割合です。

※上記の運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
※運用実績等については、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

2026年2月末日現在

**炭素強度** (CPR Invest – クライメート・アクション)

(tCO2eq／100万ユーロ)

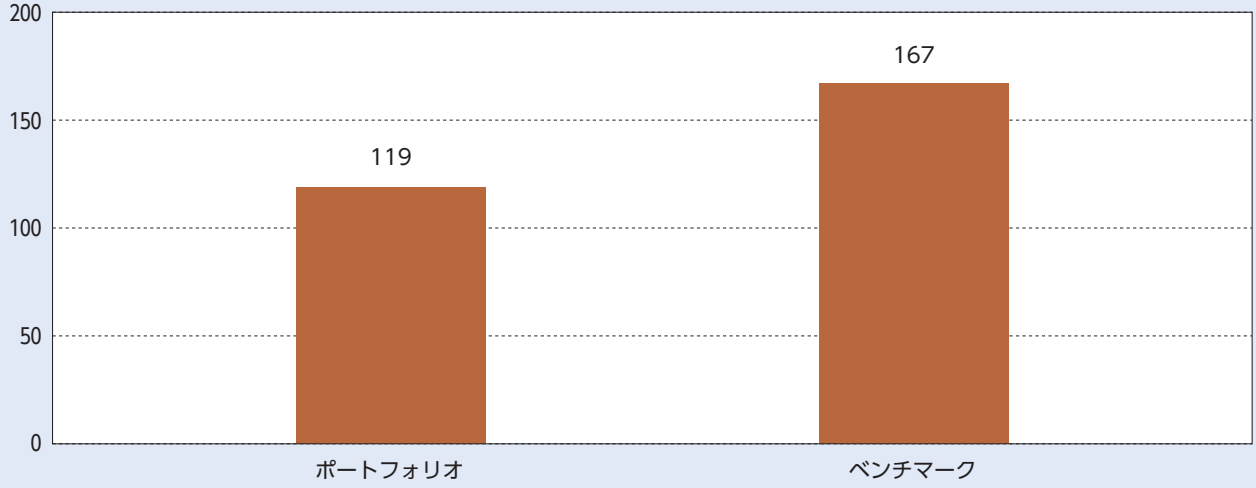


※炭素強度は2026年2月27日現在取得可能なデータで作成しています。
※これは1年間に100万ユーロの売上げを実現するためにどれだけ温室効果ガスが排出されるかを示す指標で、数値が低い方が望ましいものです。温室効果ガス排出量(二酸化炭素換算、トン)を売上高(100万ユーロ単位)で割った値を銘柄ごとに算出し、加重平均しています。
※データの出所はTrucost社です。京都議定書で定められた6種類の温室効果ガス排出量を対象とし、それぞれのGWP (地球温暖化係数)に基づいて二酸化炭素に換算しています。
※ベンチマークはMSCIオール・カントリー・ワールド・インデックスです。

## 年間収益率の推移

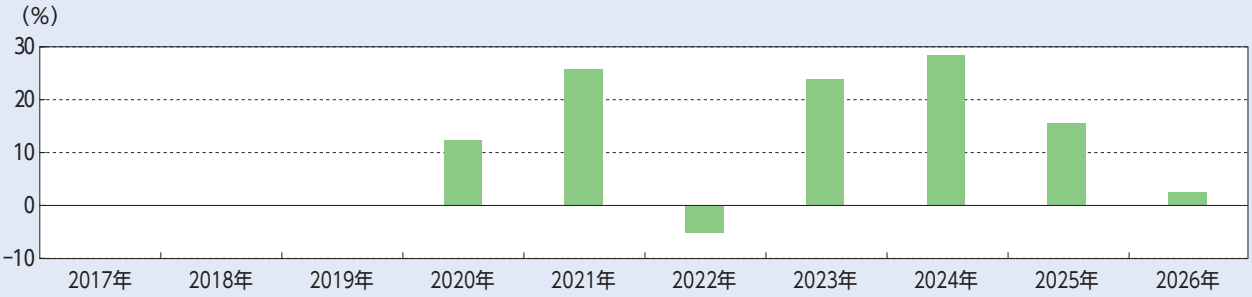


※年間収益率は、税引前分配金を分配時に再投資したものとして計算しています。
※ファンドにはベンチマークはありません。
※2020年は設定日(7月22日)から年末まで、2026年は年初から2月末日までの騰落率を表示しています。

※上記の運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
※運用実績等については、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

# 手続・手数料等

## お申込みメモ

| | | |
|---|---|---|
| 購入時 | **購入単位** | 販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問合せください。 |
| | **購入価額** | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 |
| | **購入代金** | 販売会社が定める期日までにお支払いください。 |

| | | |
|---|---|---|
| 換金時 | **換金単位** | 販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問合せください。 |
| | **換金価額** | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 |
| | **換金代金** | 換金申込受付日から起算して、原則として6営業日目から販売会社においてお支払いします。 |

| | | |
|---|---|---|
| 申込について | **申込受付不可日** | 以下のいずれかに該当する場合には購入・換金のお申込みを受付けません。<br>●ルクセンブルクの銀行休業日<br>●フランスの祝休日<br>●ユーロネクストの休業日<br>●ニューヨーク証券取引所の休業日<br>●米国証券業金融市場協会が定める休業日<br>●12月24日<br>●委託会社が指定する日 |
| | **申込締切時間** | 原則として毎営業日の午後3時30分までに購入・換金のお申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。 |
| | **購入の申込期間** | 2026年5月26日から2026年11月25日までとします。<br>申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。 |
| | **換金制限** | 委託会社の判断により、一定の金額を超える換金申込には制限を設ける場合があります。 |
| | **申込受付の中止および取消し** | 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の申込受付を中止すること、および既に受付けた購入・換金の申込受付を取消すことができます。 |

| | | |
|---|---|---|
| その他 | **信託期間** | 無期限です。(設定日：2020年7月22日) |
| | **繰上償還** | 以下のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意のうえ、信託期間を繰上げて信託を終了させることがあります。<br>・ファンドの投資信託財産の純資産総額が30億円を下回ることとなったとき<br>・信託を終了させることが投資者のために有利であると認めるとき<br>・主要投資対象とする投資信託証券が償還、もしくは投資目的・基本方針等が大幅に変更されることとなる場合<br>・やむを得ない事情が発生したとき |
| | **決算日** | 年2回決算、原則として毎年2月および8月の各25日です。休業日の場合は翌営業日とします。第1期決算日は2021年2月25日とします。 |
| | **収益分配** | 原則として毎決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。<br>販売会社によっては分配金の再投資が可能です。 |
| | **信託金の限度額** | 1兆円です。 |
| | **公告** | 日本経済新聞に掲載します。 |
| | **運用報告書** | 毎年2月、8月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に販売会社よりお届けします。 |
| | **課税関係** | 課税上は、株式投資信託として取扱われます。<br>公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。ファンドは、NISAの対象ではありません。<br>配当控除および益金不算入制度は適用されません。 |

# ファンドの費用・税金

## ファンドの費用

### 〈投資者が直接的に負担する費用〉

| | |
|---|---|
| 購入時手数料 | ありません。 |
| 信託財産留保額 | ありません。 |

### 〈投資者が投資信託財産で間接的に負担する費用〉

**運用管理費用（信託報酬）**

**ファンド**

信託報酬の総額は、投資信託財産の純資産総額に対し**年率0.484%（税抜0.44%）以内**を乗じて得た金額とし、ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上されます。

【信託報酬の配分】

| 支払先 | 料率（年率） | 役務の内容 |
|---|---|---|
| 委託会社 | 0.12%（税抜）以内 | ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等の対価 |
| 販売会社 | 0.30%（税抜） | 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価 |
| 受託会社 | 0.02%（税抜） | ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価 |

【支払方法】
毎計算期間末または信託終了のときに、投資信託財産中から支弁します。

**投資対象とする投資信託証券**

| 名称 | 料率（年率） |
|---|---|
| CPR Invest – クライメート・アクション | 0.8%以内 |
| ＣＡマネープールファンド（適格機関投資家専用） | 0.385%（税抜0.35%）以内 |

**実質的な負担の上限**

純資産総額に対して**年率1.284%（税込）以内**
ファンドの信託報酬年率0.484%（税込）以内に投資対象とする投資信託証券のうち信託報酬が最大のもの（年率0.8%以内）を加算しております。ファンドの実際の投資信託証券の組入状況等によっては、実質的な信託報酬率は変動します。

**その他の費用・手数料**

その他の費用・手数料として下記の費用等が投資者の負担となり、ファンドから支払われます。
- ●有価証券売買時の売買委託手数料および組入資産の保管費用などの諸費用
- ●信託事務の処理等に要する諸費用（監査費用、目論見書・運用報告書等の印刷費用、有価証券届出書関連費用等を含みます。）
- ●投資信託財産に関する租税　等

※その他、組入投資信託証券においては、ルクセンブルクの年次税（年率0.01%）などの諸費用がかかります。

**＊その他の費用・手数料の合計額は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。**

◆ファンドの費用の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。
◆ファンドの費用については、本書作成日現在の情報であり、今後変更される場合があります。

## 税　金

●税金は表に記載の時期に適用されます。
●以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時　期 | 項　目 | 税　金 |
|---|---|---|
| 分配時 | 所得税および地方税 | 配当所得として課税<br>普通分配金に対して20.315% |
| 換金(解約)時<br>および償還時 | 所得税および地方税 | 譲渡所得として課税<br>換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315% |

◆外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
◆法人の場合は上記とは異なります。
◆上記は2025年9月末現在の内容に基づいて記載しています。
◆税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

### (参考情報) ファンドの総経費率

(対象期間：2025年8月26日～2026年2月25日)

| 総経費率(①+②) | ①運用管理費用の比率 | ②その他費用の比率 |
|---|---|---|
| 1.34% | 0.48% | 0.86% |

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。
※その他費用には、投資先ファンドの費用が含まれます。なお、投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。
※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。